

# 福島第一原子力発電所の労働環境改善に伴う 設計上の労務費適正化について

2018年1月23日



東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 設計上の労務費適正化の概要

## <趣旨>

- 福島第一原子力発電所において、全・半面マスクやカバーオールを必要としない管理対象区域（Gゾーン）が新たに設定されるなど、労働環境が大きく改善※されたことから、軽装備で作業可能なエリアに適用する設計上の労務費について適正化を図る。

## <内容・対象エリア>

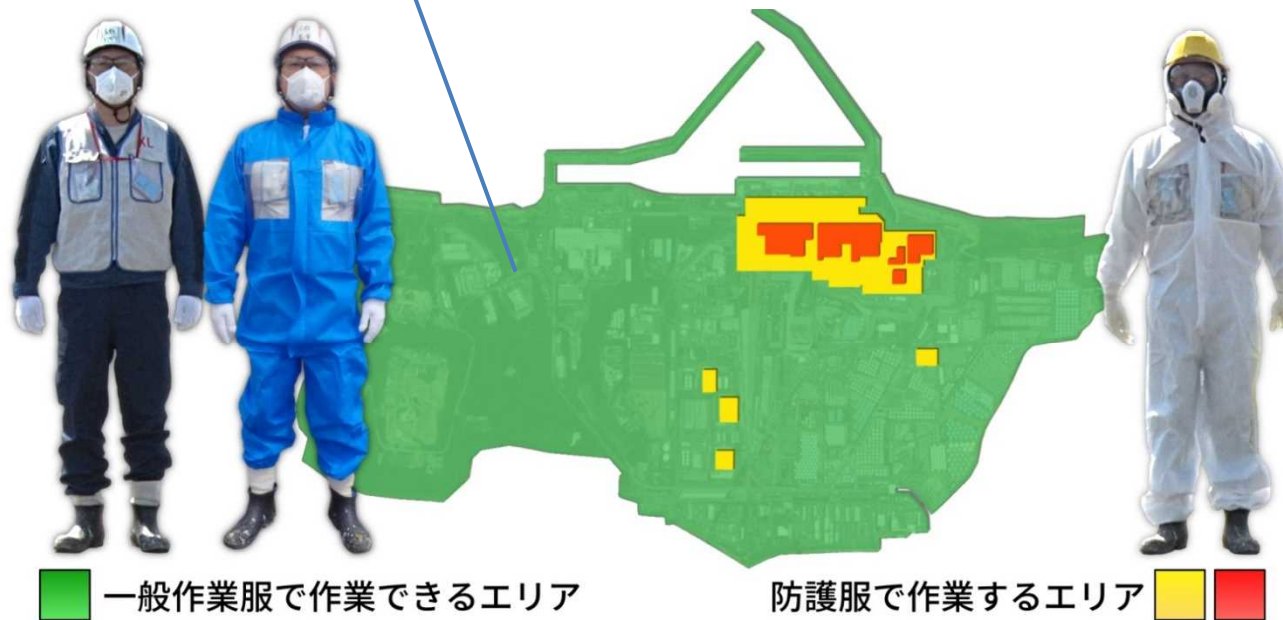
- 設計上の労務費単価に加算する割増について、Gゾーン（B/C区域相当）は新たに設定、管理対象区域外およびA区域相当のエリアは改めて設定する。
- 引き続き、全・半面マスク等を必要とするY/Rゾーン（D区域相当）については、現行の割増分を継続【変更なし】。

## ※労働環境改善の主な実績等

- Gゾーンが構内面積の95%まで拡大 【参考①】
- 敷地全域（1~4号機周辺を除く）で平均5  $\mu$ Sv/h以下を達成
- 約6,500人分の休憩スペースを確保
- 食堂設置による温かい食事の提供、コンビニエンスストアの設置 【参考②】
- 引き続き、労働環境改善を進め、雇用の長期安定化に努めるとともに、地元復興に貢献し、帰町促進に寄与する方策を検討していく所存

# 【参考①】 管理対象区域の区分状況 (2017年9月時点)

全・半面マスクを必要としないGゾーンが構内面積の95%まで拡大



■ 一般作業服で作業できるエリア

■ 防護服で作業するエリア

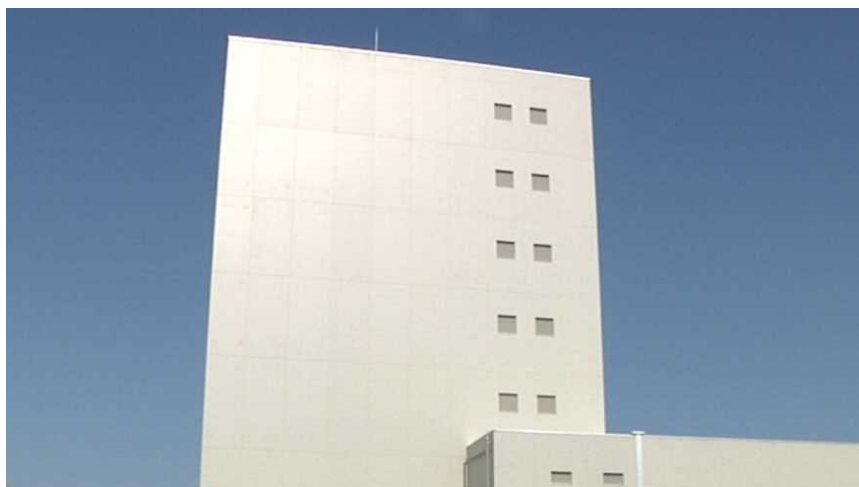
R zone (アノラックエリア)	Y zone (カバーオールエリア)	G zone (一般服エリア)
全面マスク 	全面マスク 又は 半面マスク ※1※2 	使い捨て式防じんマスク 
カバーオールの 上にアノラック 	カバーオール 	一般作業服※3    構内専用服 
又はカバーオール2重		



食堂



配膳



大型休憩所  
(外観)



大型休憩所  
(内観)

## 2. 管理対象区域（エリア）区分と装備の変化

＜緊急安全対策による「設計上の労務費割増分の増額」施策導入時（2013/11）＞

防護装備	通常作業服	左記以外の装備で、 全・半面マスクまでの防護装備	アノラック・ボンベ等の特殊防護装備
区域区分	管理対象区域外 A区域相当	D区域相当	D区域相当

＜現行区分（2016/3～）＞

労働環境改善を踏まえて、全・半面マスクやカバーオールの着用を必要としないGゾーン（B/C区域相当）を新たに設定

管理対象区域 区分の変更	右記のゾーン 以外のエリア	グリーン (G) ゾーン	イエロー (Y) ゾーン		レッド (R) ゾーン
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新事務本館</li> <li>免震重要棟</li> </ul>	右記のY/R ゾーンを除く エリア	1～4号機等 建屋周辺	水処理設備を 含む建屋内等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～3号機原子炉建屋内</li> <li>1～4号機周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア</li> </ul>
防護装備	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常作業服</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DS2マスク</li> <li>構内専用服</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半面マスク</li> <li>カバーオール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面マスク</li> <li>カバーオール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面マスク</li> <li>カバーオール2重またはアノラック</li> </ul>
区域区分	管理対象区域外 A区域相当	B/C 区域相当	D区域相当		D区域相当

赤枠内が労務費適正化の対象

青枠内は現行の労務費割増を継続（変更なし）

### 3. 適正化の対象となる設計上の労務費の考え方

- 設計上の労務費（基準単価）に、緊急安全対策前から加算していた割増分（環境見合い分）を福島第二と同水準に補正のうえ、適用 … 【A】
- 緊急安全対策の一環として、G/Y/Rゾーンに適用してきた「設計上の労務費割増分の増額」施策は、維持・継続 … 【B】

【注】 設計上の労務費割増とは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉に係る契約に適用する設計（積算）上の労務費（基準単価）の割増に関する考え方であり、下請契約等における労務費単価や労働契約に基づき作業員へ支給される賃金を示すものではありません。

#### <イメージ図>

